公　告

令和８年度　内子町一般廃棄物処理実施計画について

内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成25年内子町条例第40号）第５条第１項の規定により一般廃棄物処理実施計画を次のとおり公表する。

令和８年４月１日

内子町長　小野植　正　久

令和８年度　内子町一般廃棄物処理実施計画

１.目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第６条第１項及び内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第５条第１項の規定により策定する計画であり、循環型社会形成のための一般廃棄物の減量化・再資源化及び一般廃棄物の適正処理を目的とする。

２．用語の定義

この計画における用語の定義は、法並びに内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則の例による。

３.処理計画期間　令和８年４月１日～令和９年３月 31 日まで

４.処理計画区域　内子町全域

５．処理する一般廃棄物の種類

（１）一般家庭から排出するごみ（生活系一般廃棄物）

（２）事業活動に伴って生じるごみ（事業系一般廃棄物）

（３）し尿（汲み取りし尿）及び浄化槽汚泥

６.一般廃棄物の処理主体

（１）家庭から排出される一般廃棄物の処理主体は、表１に示すとおり

表１　一般廃棄物の処理主体

<table>
<tr><th colspan="2">廃棄物の種類</th><th>収集・運搬主体</th><th>中間処理主体</th><th>最終処分等主体</th></tr>
<tr><td colspan="2">燃えるごみ</td><td rowspan="2">町（委託処理）
または
排出者（直接搬入）</td><td rowspan="2">町（委託処理）</td><td rowspan="2">民間最終処分業者
再生資源業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃えないごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん類</td><td>町（委託処理）
または
排出者（直接搬入）</td><td>町（委託処理）</td><td>指定法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">カン類</td><td>町（委託処理）
または
排出者（直接搬入）</td><td>町（委託処理）</td><td>再生資源業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td rowspan="3">町（委託処理）
または
排出者（直接搬入）</td><td rowspan="3">町（委託処理）</td><td rowspan="3">再生資源業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">白色トレイ</td></tr>
<tr><td colspan="2">布類</td></tr>
<tr><td rowspan="4">紙類</td><td>新聞</td><td rowspan="4">町（委託収集）
または
排出者（直接搬入）</td><td rowspan="4">町（委託処理）</td><td rowspan="4">再生資源業者</td></tr>
<tr><td>雑誌</td></tr>
<tr><td>段ボール</td></tr>
<tr><td>飲料用紙パック</td></tr>
<tr><td colspan="2">生ごみ（一部地域）</td><td>町（委託収集）</td><td>町（委託処理）</td><td>協同組合</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>町（戸別収集）
または
排出者（直接搬入）</td><td>町（委託処理）</td><td>民間最終処分業者
再生資源業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">し尿及び浄化槽汚泥</td><td>許可業者</td><td>事務組合</td><td>民間最終処分場</td></tr>
</table>

（２）一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者

①ごみ収集・運搬許可業者は表２に示すとおり

表２　ごみ収集・運搬許可業者

事業所名	事業所住所	電話番号
岸化学油脂株式会社	東温市西岡甲 32 番地 2	089-955-8557
株式会社上田組	喜多郡内子町福岡甲 70 番地 1　ほか	0893-44-4826
有限会社広栄	喜多郡内子町寺村 1806 番地	0892-52-3127
株式会社坂本組	大洲市菅田町菅田甲 2174 番地 3	0893-25-2773
寅八産業株式会社	大洲市新谷乙 1404 番地	0893-25-6188
有限会社南予環境美化センター	喜多郡内子町五百木 529 番地	0893-44-5150
有限会社クリーンセンター	大洲市菅田町菅田甲 3051 番地 1	0893-25-3329
株式会社鍛冶岡産業	大洲市喜多山甲 207 番地 2	0893-25-1256
内子町シルバー人材センター	喜多郡内子町内子 1515 番地	0893-44-3820

②し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬許可業者は表３に示すとおり

表３　し尿・浄化槽汚泥収集・運搬許可業者

事業所名	事業所住所	電話番号
内山衛生社	内子町内子 4220	0893-59-2025
有限会社脇坂衛生	内子町五十崎乙 336-2	0893-43-1861
有限会社広栄	喜多郡内子町寺村 1806 番地	0892-52-3127

7．一般廃棄物の排出及び分別の方法

（1）ごみの排出方法

ごみを排出するにあたっては、表４に示すとおり

表４　ごみの排出及び分別方法

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">分別の種類</th><th rowspan="2">具体例</th><th colspan="3">排出方法</th></tr>
<tr><th>排出回数※4</th><th>出し方</th><th>収集運搬</th></tr>
<tr><td colspan="2">もやすしかないごみ</td><td>おむつ、弁当がら、プラスチック容器など</td><td>週２回
（生ごみ収集区域と山間部一部地域は週１回）</td><td>指定袋※1 に入れて、口を縛り排出する</td><td rowspan="12">受託業者による収集運搬
又は
排出者による直接搬入</td></tr>
<tr><td colspan="2">もえないごみ</td><td>金属類、ガラス・陶磁器類、乾電池など</td><td rowspan="3">月１回</td><td rowspan="3">指定袋※2 に入れて、口を縛り排出する</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん類</td><td>飲料用・食料用の空きびん、飲み薬の空きびん</td></tr>
<tr><td colspan="2">カン類</td><td>飲料用・食料用の空きカン</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>飲料用・食料用のものでPET マークのあるもの</td><td rowspan="3">月１回</td><td rowspan="3">指定袋※3 に入れて、口を縛り排出する</td></tr>
<tr><td colspan="2">白色トレイ</td><td>魚や肉などのトレイ、白色の発泡スチロール</td></tr>
<tr><td colspan="2">布類</td><td>衣服（そのまま使える状態のもの）、未使用のタオルやシーツなど</td></tr>
<tr><td rowspan="4">紙類</td><td>新聞</td><td>新聞紙、折込広告など</td><td rowspan="4">月１回</td><td rowspan="4">紐で十字に縛って排出する</td></tr>
<tr><td>雑誌</td><td>雑誌、厚紙、封筒など</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td>断面が波上になっているものに限る</td></tr>
<tr><td>飲料用紙パック</td><td>容量が 500ml 以上のものに限る※（内側が銀パックされているものを除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">生ごみ（一部地域）</td><td>調理くず、食べ残しなど</td><td>週２回</td><td>受託業者が収集前日に配置するバケツに入れる</td><td>受託業者による収集運搬</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>家具、家電など</td><td>戸別収集は年４回
役場本庁へ持ち込む場合は随時受付</td><td>戸別収集の場合は家の外へ出す</td><td>町で収集又は排出者による直接搬入</td></tr>
</table>

※1

※2

※3

※4：収集日程については、地区別ごみカレンダー（別添１）を参照

（２）処理対象外となるもの

ア　運搬・処理が困難な大きさ・重さの物：ピアノ、電子オルガン、浴槽など

イ　廃タイヤ（自転車、一輪車の廃タイヤを除く）

ウ　有害・危険なもの：農薬類、バッテリー、火薬類など

エ　事業活動で生じる産業廃棄物や医療廃棄物など

オ　特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

ア～オまでの廃棄物については、販売店等、適正に処理できるものに引き取りを依頼すること。

カ　使用済み自動車

自動車リサイクル法第２条第 11 項に定める引き取り業者に引き渡すこと。

キ　原動機付自転車・軽二輪・自動二輪等

指定取引場所、廃棄二輪車取扱店等、適正に処理できるものに引き取りを依頼すること。

ク　廃消火器

法第９条の９第１項の規定に基づく認定を受けたものに処理を委託すること。

ケ　一時大量ごみ

引っ越し、大掃除等で一度に多量に発生するごみは、正しく分別を行い、町の指示に従って内子町クリーンセンターへ運搬すること。自ら運搬できない場合には、一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。

（３）し尿及び浄化槽汚泥

表３に掲載する許可業者が収集・運搬を行う。

８.処分方法及び処理量の見込み

（１）燃えるごみ

燃えるごみは町有施設で中間処理を行い、焼却灰は町が委託した事業者により埋立処理を行う。

業務名	事業者	所在地	見込み量
中間処理業務	内子町クリーンセンター	愛媛県喜多郡内子町五百木 297	3,200t
焼却灰最終処分	（株）西田興産	愛媛県大洲市徳森 248	360t

（２）燃えないごみ

町が委託した事業者によりを選別及び保管し、金属くずについては、町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
金属くず、小型家電	金城産業（株）	愛媛県松山市吉田町 349-1	126 t

（３）びん類

町が委託した事業者により、無色・茶色・その他の色に選別して保管し、容器包装リサイクル法に基づき契約を締結した指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
ガラスびん（無色）	公益財団法人 日本容器包装 リサイクル協会	東京都港区虎ノ門 1-14-1	87 t
ガラスびん（茶色）			
ガラスびん（その他の色）			

（４）カン類

町が委託した事業者により、圧縮成形して保管し、町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
カン類	金城産業（株）	愛媛県松山市吉田町 349-1	25 t

（５）ペットボトル・白色トレイ

ペットボトルは、町が委託した事業者により、圧縮成形して保管し、町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。白色トレイについては、町が委託した事業者により、溶解した後に成形して保管し、町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
ペットボトル・白色トレイ	株式会社正和クリーン	広島県尾道市長者原１-220-7	29 t

（６）布類・紙類

町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
布類・紙類	（有）クリーンセンター	愛媛県大洲市徳森 2245-15	225 t

（７）粗大ごみ

町が収集運搬・処理業務を委託した事業所により再資源化を図り、処理できないものについては、民間最終処分業者に処理を依頼する。

業務	事業者	所在地	見込み量
収集運搬及び中間処理	株式会社上田組	愛媛県喜多郡内子町平岡	110t
処理残渣の最終処分	西田興産	愛媛県大洲市徳森 248	6t

（８）し尿及び浄化槽汚泥

表３の許可業者が収集・運搬を行い、大洲・喜多衛生事務組合（清流園）が、中間処理を行う。

種類	事業者	所在地	見込み量
し尿・浄化槽汚泥	大洲・喜多衛生事務組合	愛媛県大洲市米津乙１番地の２	4,372kl

９.一般廃棄物の排出抑制、資源化の計画

内子町一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という）で掲げる「一人当たりの排出量を令和９年度において 600g/人・１日以下とする」という目標を達成するため、以下の取組を推進する。

（１）町は、一般廃棄物の減量及び再資源化の促進に関し、町民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める。

（２）町は、ごみの排出抑制啓発・再資源化啓発等について、有効な方策を検討し、また、実践する。

（３）町は、レジ袋の削減を図るため、マイバッグ運動の推進と過剰包装の自粛を呼びかける。

（４）町は、食品ロスの削減をするため、家庭や給食における食べきり運動や食品関連事業者へ食べ残しを減らす取り組み、飲食店での食べきり・料理の持ち帰り運動等の指導をする。

（５）町民は、焼却施設の負荷を軽減するため、家庭等から排出される生ごみの減量に努める。
また、町は、家庭用生ごみ処理機購入費の一部を補助し、有機廃棄物の再利用を図る。

（６）町民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図るとともに、廃棄物の分別収集に協力する。

（７）テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンは、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）により適正処理を行い、排出者自らが責任を持って事業者へ引渡し再資源化する。

（８）事業者は、事業活動に伴って発生するごみの削減とリサイクルに自ら積極的に取り組む。
また、物の製造、加工、販売等に際してその製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難な状況をまねかないようにするとともにその回収に努める。

内子町の ごみの出し方

いつもごみの分別にご協力をいただきありがとうございます。

分別したごみは、決められた日に、お住まいの地区の所定の収集場所に出してください。お住まいの地区以外には出さないようにしましょう。収集場所は利用する地域の方々によって管理されています。ルール違反は地域の迷惑となりますので、絶対にやめましょう。誰もが心地よく暮らすことができるように、皆さまのご協力をお願いいたします。

内子町クリーンセンターへ持ち込む場合

受付
8:30－12:00 ／ 13:00－16:30
※12 月 30 日は 8:30 － 12:00 のみ
（午後の受付は、ありません）

休業日
日曜日
5 月 5 日、8 月 15 日、
年末年始（12 月 31 日～ 1 月 3 日）

料金
50kg まで 500 円
50kg 超は 10kg ごとに 100 円を加算
※指定ごみ袋に入っている場合は、持ち込み料金はかかりません。
※なお、資源ごみ（生ごみを除く）は、必ず指定ごみ袋に入れて持ち込みをしてください。

クリーンセンターへの持ち込みについて
内子町クリーンセンター
☎ 0893(44)4574

その他、ごみの出し方全般について
内子町役場　環境政策室
☎ 0893(44)6159
※受付時間は 平日 8:30～17:15 です。

持ち込みできないもの

○家電４品目
　テレビ　エアコン　冷蔵庫・冷凍庫
　洗濯機・衣類乾燥機
○ブラウン管のモニター
○大型の家庭用機器（ピアノ、浴槽など）
○処理困難な家具
　あんま機・マッサージチェア
　スプリングマットレス
○液体・危険物（油類、農薬など）
　消火器　医療器具
　自動車やバイクのタイヤ類
○畳　瓦・コンクリート類
　発動機のついた機具
　２mを超える金属製の長尺物
○フロンの入った家庭用電気機器
　（除湿器や空気清浄機など）
○産業廃棄物

持ち込みに際してのお願い

※一度に、大量に持ち込む場合は、事前にご相談ください。
※指定ごみ袋に入らないごみで、クリーンセンターへ持ち込むことができないものは、町の粗大ごみ収集にお申し込みください。（家電４品目を除く）
※年末年始は受付が大変混雑しますので、できるだけ時期をずらしてお持ち込みください。

家電４品目の処分方法

対象品目　テレビ　エアコン　冷蔵庫・冷凍庫　洗濯機・乾燥機

処分方法
- 新しい製品を購入するお店または製品を購入したお店に引き取りを依頼する。
- 購入したお店が分からない・廃業している場合など
  近くの家電販売店に相談する。
  [町内協力店]

愛明電化	内子	自宅引取り可	0893-44-4528
奥野電器	内子	持込のみ	0893-44-2540
黒田電器商会	大瀬	持込のみ	0893-47-0713
エディオン小田店	小田	持込のみ	0892-52-2314

  町内の一般廃棄物収集・運搬業許可業者に相談する

シルバー人材センター	自宅引取り可	0893-44-3820
（株）上田組	自宅引取り可	0893-44-4826
（株）鍛治岡産業	家屋解体に伴う場合のみ	0893-25-1256

- 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引き取り場所へ自分で持ち込む。
  ※詳しくは、家電製品協会ホームページでご確認ください。

処分料金　リサイクル料金+収集運搬手数料
・自宅引取りの場合は、別途引取り料がかかります。
・郵便局で家電リサイクル券を購入する場合は、払込手数料が必要です。

ごみ出し支援（ごみ出し困難者支援戸別収集事業）

介護保険や障がい者の認定を受けている高齢者のみの世帯で、ごみ出しにお困りの方を対象に、ごみの戸別収集を行います。料金は無料です。利用をご希望の場合は、環境政策室までご相談ください。

内子町公式 LINE はじめました

ごみの分別方法や収集日を LINE でお知らせします。ぜひ登録して、ご活用ください！！

ごみに関すること
▼
ごみ収集日のお知らせ
▼
収集日の通知を受信する

設定方法
❶リッチメニューの「ごみに関すること」をタップ❷「ごみ収集日のお知らせ」をタップ❸「ごみの収集日の通知を受信する」をタップ❹アンケートに回答

内子町のごみの分別

分別の種類	例	注意事項	指定ごみ袋 など
燃やせるごみ	弁当ガラ・プラスチック容器など 菓子袋・レトルトパック カミソリ おむつ ティッシュペーパー ラップ 貝殻	＊ おむつの汚物はトイレに流してから出してください ＊ 革製品についている金具はできるだけ取り外してください ＊ 剪定した草木などを収集場所に出す場合は、1 回につき 2 袋までです	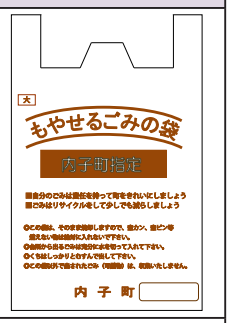
燃えないごみ	食器ガラス・陶磁器類 乾電池 ライター 蛍光灯 小型家電 鍋・フライパン 傘 ガス缶・スプレー缶	＊ ライターや灯油缶などは、中身を空にして出してください ＊ ガス缶・スプレー缶は、中身を空にして、穴を開けて出してください ＊ 小型家電などの電池は、必ず取り外してください。電池は透明の袋にまとめてから、ごみ袋に入れてください	
資源ごみ **カン** アルミ缶 スチール缶 飲料用・食料用のものに限る	アルミ スチール 缶詰の空き缶（ペットフードの空き缶も可） 菓子などの空き缶（1 辺が 20㎝以上の大きさの缶は「燃えないごみ」で出してください	＊ 中を水洗いしてから出してください ＊ 缶は、つぶさずに出してください ＊ フタは外して「燃えないごみ」で出してください ＊ アルミ缶とスチール缶を分ける必要はありません	
びん 飲料用・食料用のものに限る	（飲み薬の空きびんも可）	＊ 中を水洗いしてから出してください ＊ フタは外して、素材により「燃やせるごみ」または「燃えないごみ」で出してください	
ペットボトル 飲料用・食料用のものに限る	PET ←このマークがついているものに限ります。（マークがないものは「燃やせるごみ」で出してください）	＊ フタは外して「燃やせるごみ」で出してください ＊ ペットボトルは、つぶさずに出してください	
白色トレイ 白色トレイ 白色発泡スチロール	魚・肉などの白色トレイ 白色の発泡スチロール	＊ 色・柄のあるついたトレイや発泡スチロールは「燃やせるごみ」で出してください	
布・古着 そのままの状態で再利用できるもの	タオル・シーツなど（未使用のもの）	＊ 汚れ、穴あき、ゴムの伸びたものなどは再利用できません ＊ ボタンやファスナーなどは外さないでください	
古紙 新聞紙 折り込み広告			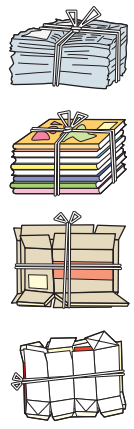 種類ごとに、ひもで十字に縛って出してください
雑紙類 雑誌、冊子、厚紙、封筒 など	雑誌・書籍など 菓子などの空き箱 封筒 メモ紙など	＊ 個人情報が記載されている部分は切り取って出してください ＊ 小さな紙は、紙袋などに入れて中身が出ないようにひもで縛って出してください	
ダンボール		＊ 断面が波状になっているものに限ります ＊ 断面が波上になっていない厚紙は「雑紙類」で出してください	
紙パック 飲料用で、容量が500mℓ以上のもの		＊ 内側が銀パックされていないものに限ります ＊ 開いて、水洗いしてから出してください	
生ごみ ※生ごみ収集地域のみ		＊ よく水気を切ってから、生ごみステーションのバケツに、生ごみだけ入れてください（袋などに入れたままで出さないでください）	
粗大ごみ ※有料 指定ごみ袋に入らない大きさのもの	対象外：エアコン、テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	＊ 粗大ごみの収集は、年4回（6月・9月・12月・3月）行います ＊ 戸別収集の場合は、処理手数料の他に収集運搬手数料（2,000円）が必要です。 ＊ 事前申込みが必要です。広報うちこ（4月号）掲載の申込用紙、または電話で、環境政策室へお申し込みください ＊ 1回につき 軽トラック1台に積載可能な量を上限とします。引っ越しや家じまいなどで大量に出る場合は、町では収集できません。処理事業者を案内しますので、ご相談ください ＊ 家電 4 品目（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫）は、町では収集できません。販売店などに引き取りを依頼してください	
町では収集・処理できないもの	自動車などのタイヤ、消化器、液体・危険物（油類・農薬など）、医療器具、産業廃棄物 など	＊ 販売店や専門の処理事業者などにご相談ください	

※資源ごみ（生ごみを除く）は、内子町クリーンセターへ直接持ち込む場合でも、必ず指定ごみ袋に入れて出してください。

［イラスト出典　経済産業省ウェブサイト（https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/）・いらすとや ］

内子自治センター管内　ごみ収集日程表　［令和８年１月～12月］

■ 生ごみ

区分	対象地区	収集曜日	収集しない日
A	1～4区、5区（中町通り沿い） 12～20区(注)	**火曜日・金曜日**	**1月2日・5月5日**
B	5区（中町通り沿い以外） 6～11区、21区	**水曜日・土曜日**	**1月3日・8月15日**

■ 燃えるごみ

区分	対象地区	収集曜日	収集しない日
A	1～4区、5区（中町通り沿い） 12～20区(注)	**月曜日**	
B	5区（中町通り沿い以外） 6～11区、21区	**木曜日**	**1月1日・12月31日**
C	22区	**火曜日**	**5月5日**

（注）20区の元・堀川医院の道路向かいの収集場所は、生ごみを「区分Ａ」、燃えるごみを「区分Ｂ」の曜日に出してください。

お問い合わせ

●分別や収集に関すること
内子町役場 環境政策室
☎ 0893(44)6159

●直接持込みに関すること
内子町クリーンセンター
☎ 0893(44)4574
［休業日］
日曜日、5月5日、8月15日、年末年始（12月31日～1月3日）
［受付時間］
午前8時30分～12時00分
午後1時00分～ 4時30分
※12月30日は午前8時30分～12時00分のみ受付

■ 資源ごみ、燃えないごみ

［1～20区］ ※1月2日の収集が休みのため、1月は1週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1金曜日	9※	6	6	3	1	5	3	7	4	2	6	4
資源ごみ	空き缶	第2金曜日	16※	13	13	10	8	12	10	14	11	9	13	11
資源ごみ	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3金曜日	23※	20	20	17	15	19	17	21	18	16	20	18
燃えないごみ		第4金曜日	30※	27	27	24	22	26	24	28	25	23	27	25

［21区］

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1月曜日	5	2	2	6	4	1	6	3	7	5	2	7
資源ごみ	空き缶	第2月曜日	12	9	9	13	11	8	13	10	14	12	9	14
資源ごみ	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3月曜日	19	16	16	20	18	15	20	17	21	19	16	21
燃えないごみ		第4月曜日	26	23	23	27	25	22	27	24	28	26	23	28

［22区］ ※1月1日の収集が休みのため、1週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1木曜日	8※	5	5	2	7	4	2	6	3	1	5	3
資源ごみ	空き缶	第2木曜日	15※	12	12	9	14	11	9	13	10	8	12	10
資源ごみ	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3木曜日	22※	19	19	16	21	18	16	20	17	15	19	17
燃えないごみ		第4木曜日	29※	26	26	23	28	25	23	27	24	22	26	24

ごみの出し方

●ごみは、**午前7時30分まで** に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）

●「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。

●「ペットボトル」「白色トレイ」「布・古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。

●ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりしばって出してください。（「燃やせるごみの袋」は、持ち手の部分もしばってください。）

災害時のお願い

●大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けてお知らせしますので、分別して搬入してください。分別の種類は、おおむね下記の11種類となります。

①木くず（木製家具など）　②畳・布団　③家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）　④小型家電　⑤瓦　⑥コンクリート　⑦金属類　⑧有害物（蛍光灯・電池など）　⑨危険物（ボンベ・消化器・灯油など）　⑩ガラス・陶磁器など　⑪紙・布・プラスチック類など

内子東自治センター管内　ごみ収集日程表　［令和８年１月～12月］

■ 生ごみ

対象地区	収集曜日	収集しない日
松尾、田中、護国、岡、大岡	**水曜日・土曜日**	**1月3日・8月15日**

■ 燃えるごみ

対象地区	収集曜日	収集しない日
松尾（生ごみ収集区域） 田中、護国、岡、大岡	**木曜日**	**1月1日・12月31日**
立川（立川中央国道56号沿い以外） 満穂（論田・河内・石畳）	**火曜日**	**5月5日**
長田	**水曜日**	
富中、富長	**火曜日・金曜日**	**1月2日・5月5日**
松尾（生ごみ収集区域以外） 立川（立川中央国道56号沿い）、宿茂	**水曜日・土曜日**	**1月3日・8月15日**

■ 資源ごみ、燃えないごみ

［松尾（生ごみ収集区域）、田中、護国、岡、大岡、立川（立川中央国道56号沿い）、宿茂］

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1月曜日	5	2	2	6	4	1	6	3	7	5	2	7
資源ごみ	空き缶	第2月曜日	12	9	9	13	11	8	13	10	14	12	9	14
資源ごみ	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3月曜日	19	16	16	20	18	15	20	17	21	19	16	21
燃えないごみ		第4月曜日	26	23	23	27	25	22	27	24	28	26	23	28

［松尾（生ごみ収集区域以外）、立川（国道56号沿い以外）、満穂（論田・河内・石畳）、富中、富長］

※１月１日の収集が休みのため、１月は１週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1木曜日	8※	5	5	2	7	4	2	6	3	1	5	3
資源ごみ	空き缶	第2木曜日	15※	12	12	9	14	11	9	13	10	8	12	10
資源ごみ	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3木曜日	22※	19	19	16	21	18	16	20	17	15	19	17
燃えないごみ		第4木曜日	29※	26	26	23	28	25	23	27	24	22	26	24

［長田］

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1水曜日	7	4	4	1	6	3	1	5	2	7	4	2
資源ごみ	空き缶	第2水曜日	14	11	11	8	13	10	8	12	9	14	11	9
資源ごみ	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3水曜日	21	18	18	15	20	17	15	19	16	21	18	16
燃えないごみ		第4水曜日	28	25	25	22	27	24	22	26	23	28	25	23

お問い合わせ

●分別や収集に関すること
内子町役場 環境政策室
☎ 0893(44)6159

●直接持込に関すること
内子町クリーンセンター
☎ 0893(44)4574

［休業日］
日曜日、５月５日、８月15日、
年末年始（12月31日～１月３日）

［受付時間］
午前８時30分～12時00分
午後１時00分～　４時30分
※12月30日は午前８時30分～
12時00分のみ受付

ごみの出し方

●ごみは**午前7時30分まで**に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）

●「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。

●「ペットボトル」「白色トレイ」「布・古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。

●ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりしばって出してください。（「燃やせるごみの袋」は、持ち手の部分もしばってください。）

災害時のお願い

●大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けてお知らせしますので、分別して搬入してください。分別の種類は、おおむね下記の11種類となります。

①木くず（木製家具など）　②畳・布団　③家電４品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）　④小型家電　⑤瓦　⑥コンクリート　⑦金属類　⑧有害物（蛍光灯・電池など）　⑨危険物（ボンベ・消化器・灯油など）　⑩ガラス・陶磁器など　⑪紙・布・プラスチック類など

大瀬自治センター管内　ごみ収集日程表　[令和８年１月～ 12 月]

■ 燃えるごみ

対象地区	収集曜日	収集しない日
大瀬自治会（本町１［高中を除く］・本町２・本町３・乙成） 和田自治会（北深・小貝谷を除く）、川登自治会（路木・川登・梅津）	**火曜日・金曜日**	**１月２日・５月５日**
大瀬自治会（本町１［高中］・中野・江子） 村前自治会、川登自治会（今岡）	**木曜日**	**１月１日・12 月 31 日**
大瀬自治会（大久保・鵜川）、程内自治会	**金曜日**	**1月２日**
和田自治会（北深・小貝谷）	**水曜日**	
池田自治会	**土曜日**	**１月３日・８月 15 日**

■ 資源ごみ、燃えないごみ

大瀬自治会（本町１［高中を除く］・本町２・本町３・乙成）

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第１月曜日	5	2	2	6	4	1	6	3	7	5	2	7
	空き缶	第２月曜日	12	9	9	13	11	8	13	10	14	12	9	14
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第３月曜日	19	16	16	20	18	15	20	17	21	19	16	21
燃えないごみ		第４月曜日	26	23	23	27	25	22	27	24	28	26	23	28

大瀬自治会（本町１［高中］・中野・江子・大久保・鵜川）、和田自治会（北深を除く）、川登自治会、村前自治会、程内自治会

※１月１日の収集が休みのため、１月は１週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第１木曜日	8※	5	5	2	7	4	2	6	3	1	5	3
	空き缶	第２木曜日	15※	12	12	9	14	11	9	13	10	8	12	10
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第３木曜日	22※	19	19	16	21	18	16	20	17	15	19	17
燃えないごみ		第４木曜日	29※	26	26	23	28	25	23	27	24	22	26	24

和田自治会（北深）

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第１水曜日	7	4	4	1	6	3	1	5	2	7	4	2
	空き缶	第２水曜日	14	11	11	8	13	10	8	12	9	14	11	9
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第３水曜日	21	18	18	15	20	17	15	19	16	21	18	16
燃えないごみ		第４水曜日	28	25	25	22	27	24	22	26	23	28	25	23

池田自治会　※１月３日の収集が休みのため、１月は１週間ずらして収集します。また８月 15 日の収集が休みのため、以降は１週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第１土曜日	10※	7	7	4	2	6	4	1	5	3	7	5
	空き缶	第２土曜日	17※	14	14	11	9	13	11	8	12	10	14	12
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第３土曜日	24※	21	21	18	16	20	18	22※	19	17	21	19
燃えないごみ		第４土曜日	31※	28	28	25	23	27	25	29※	26	24	28	26

ごみの出し方

- ごみは**午前7時30分まで**に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）
- 「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。
- 「ペットボトル」「白色トレイ」「布･古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。
- **ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりしばって出してください。**

災害時

- 大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けますので、分別して搬入してください。分別の種類は、おおむね下記の 11 種類です。

①木くず（木製家具など）　②畳・布団　③家電４品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）　④小型家電　⑤瓦　⑥コンクリート　⑦金属類　⑧有害物（蛍光灯・電池など）　⑨危険物（ボンベ・消化器・灯油など）　⑩ガラス・陶磁器など　⑪紙・布・プラスチック類など

お問い合わせ

●分別や収集に関すること

内子町役場 環境政策室

☎ 0893(44)6159

●直接持込に関すること

内子町クリーンセンター

☎ 0893(44)4574

[休業日] 日曜日、５月５日、８月 15 日、年末年始（12 月 31 日～１月３日）

[受付時間] 8:30 ～ 12:00 / 13:00 ～ 16:30

※ 12月30日は 8:30 ～ 12:00 のみ受付

五十崎自治センター管内　ごみ収集日程表　[令和８年１月～12月]

■ 燃えるごみ

対象地区	収集曜日	収集しない日
五十崎側 龍王自治会、新町自治会、中央自治会、神南自治会（神南以外）	**月曜日・木曜日**	**1月1日・12月31日**
天神側 平岡自治会、東沖自治会、西沖自治会、柿原自治会 重松自治会（駄場）、宿福自治会（福岡以外）、御祓自治会（御祓団地）	**火曜日・金曜日**	**1月2日・5月5日**
山間部 神南自治会（神南）(注)、重松自治会（上重松・下重松・亀井・池窪） 宿福自治会（福岡）、御祓自治会（御祓団地以外）	**月曜日**	

（注）神南自治会（神南）は、燃えるごみを「山間部」、資源ごみ・燃えないごみを「五十崎側」の収集曜日に出してください。

■ 資源ごみ・燃えないごみ

五十崎側［龍王自治会・新町自治会・中央自治会・神南自治会(注)］

※５月５日の収集が休みのため、５月９日（土曜日）に収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第１火曜日	6	3	3	7	9※	2	7	4	1	6	3	1
資源ごみ	空き缶	第２火曜日	13	10	10	14	12	9	14	11	8	13	10	8
資源ごみ	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第３火曜日	20	17	17	21	19	16	21	18	15	20	17	15
燃えないごみ		第４火曜日	27	24	24	28	26	23	28	25	22	27	24	22

天神側・山間部［平岡自治会・東沖自治会・西沖自治会・柿原自治会・重松自治会・宿福自治会・御祓自治会］

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第１水曜日	7	4	4	1	6	3	1	5	2	7	4	2
資源ごみ	空き缶	第２水曜日	14	11	11	8	13	10	8	12	9	14	11	9
資源ごみ	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第３水曜日	21	18	18	15	20	17	15	19	16	21	18	16
燃えないごみ		第４水曜日	28	25	25	22	27	24	22	26	23	28	25	23

ごみの出し方

- ごみは、**午前7時 30 分まで** に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）
- 「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、袋の口を結んで、収集日に指定の場所へ出してください。
- 「ペットボトル」「白色トレイ」「布･古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、袋の口を結んで、収集日に指定の場所へ出してください。
- **ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりしばって出してください。（「燃やせるごみの袋」は持ち手の部分もしばってください。）**

災害時のお願い

- 大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けますので、分別して搬入してください。仮置き場の場所は、発災後に決定してお知らせします。分別の種類は、おおむね次の 11 種類です。

①木くず　②畳・布団　③家電４品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）　④小型家電　⑤瓦　⑥コンクリート　⑦金属類　⑧有害物（蛍光灯・電池など）　⑨危険物（ボンベ・消化器・灯油など）　⑩ガラス・陶磁器など　⑪紙・布・プラスチック類など

お問い合わせ

●分別や収集に関すること

内子町役場 環境政策室
☎ 0893(44)6159

●直接持込に関すること

内子町クリーンセンター
☎ 0893(44)4574

[休業日]
日曜日、５月５日、８月15日、
年末年始（12月31日～１月３日）

[受付時間]
8:30 ～ 12:00 / 13:00 ～ 16:30
※12月30日は 8:30～12:00 のみ受付

小田自治センター管内　ごみ収集日程表　［令和８年１月～ 12 月］

■ 燃えるごみ

対象自治会	収集曜日	収集しない日
上川、中川、本川、平野、小田	**月曜日・木曜日**	**1 月 1 日・12 月 31 日**
寺村、立石、南山、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵	**火曜日・金曜日**	**1 月 2 日・5 月 5 日**

■ 資源ごみ、燃えないごみ

［上川、中川、本川］

※ 5 月 5 日の収集が休みのため、5 月 8 日（金曜日）に収集します。

ごみの種類		収集曜日	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
資源ごみ	古紙	第 1 火曜日	6	3	3	7	8 ※	2	7	4	1	6	3	1
	空き缶	第 2 火曜日	13	10	10	14	12	9	14	11	8	13	10	8
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 火曜日	20	17	17	21	19	16	21	18	15	20	17	15
燃えないごみ		第 4 火曜日	27	24	24	28	26	23	28	25	22	27	24	22

［平野、小田、南山］

ごみの種類		収集曜日	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
資源ごみ	古紙	第 1 水曜日	7	4	4	1	6	3	1	5	2	7	4	2
	空き缶	第 2 水曜日	14	11	11	8	13	10	8	12	9	14	11	9
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 水曜日	21	18	18	15	20	17	15	19	16	21	18	16
燃えないごみ		第 4 水曜日	28	25	25	22	27	24	22	26	23	28	25	23

［寺村、立石、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵］

※ 1 月 1 日の収集が休みのため、1 月は 1 週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
資源ごみ	古紙	第 1 木曜日	8 ※	5	5	2	7	4	2	6	3	1	5	3
	空き缶	第 2 木曜日	15 ※	12	12	9	14	11	9	13	10	8	12	10
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 木曜日	22 ※	19	19	16	21	18	16	20	17	15	19	17
燃えないごみ		第 4 木曜日	29 ※	26	26	23	28	25	23	27	24	22	26	24

ごみの出し方

●ごみは、**午前８時 00 分まで** に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）

●「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、袋の口を結んで、収集日に指定の場所へ出してください。

●「ペットボトル」「白色トレイ」「布･古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、袋の口を結んで、収集日に指定の場所へ出してください。

●**ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりしばって出してください。（「燃やせるごみの袋」は、持ち手の部分もしばってください。）**

災害時のお願い

●大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けますので、分別して搬入してください。仮置き場の場所は、発災後に決定してお知らせします。分別の種類は、おおむね下記の 11 種類です。

①木くず　②畳・布団　③家電 4 品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）　④小型家電　⑤瓦　⑥コンクリート　⑦金属類　⑧有害物（蛍光灯･電池など）　⑨危険物（ボンベ･消化器・灯油など）　⑩ガラス・陶磁器など　⑪紙・布・プラスチック類など

お問い合わせ

●分別や収集に関すること

内子町役場 環境政策室

☎ 0893(44)6159

●直接持込に関すること

内子町クリーンセンター

☎ 0893(44)4574

［休業日］

日曜日、5 月 5 日、8 月 15 日、

年末年始（12 月 31 日～ 1 月 3 日）

［受付時間］

8:30 ～ 12:00 / 13:00 ～ 16:30

※ 12 月 30 日は 8:30 ～ 12:00 のみ受付